

参加意思確認公募結果

2017年3月17日
独立行政法人国際協力機構
調達部

1	案件名	「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）『修士課程およびインターンシップ』プログラム」実施支援業務（追加分）
2	公告日	2017年3月3日
3	参加意思確認書提出者	なし
4	契約相手方	一般財団法人日本国際協力センター

公告

独立行政法人国際協力機構が2017年5月から開始する予定の業務実施契約に関し、別紙のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、調達部契約第一課（電話：03-5226-6642 担当：小菅）宛にお願いします。

2017年3月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 神崎 康史

「アフリカ地域アフリカの若者ための産業人材育成イニシアティブ(ABE イニシアティブ)『修士課程およびインターンシップ』プログラム」運営支援業務(追加分)に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構調達部(以下「JICA」という。)は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、「アフリカ地域アフリカの若者ための産業人材育成イニシアティブ(ABE イニシアティブ)『修士課程およびインターンシップ』プログラム」(追加分)の運営支援業務を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人日本国際協力センター(JICE)(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、多岐に亘る研修事業運営および業務支援の実績があり、アフガニスタン国未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(アフガニスタンPEACE)フェーズ1(2011年-2019年)およびフェーズ2(2016年-2025年)、「アフリカ地域アフリカの若者ための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)『修士課程およびインターンシップ』プログラム第1バッチ~第4バッチ(2014年-2021年)への参加を通じ、本プログラムの背景・経緯を熟知しています。また、本部の他に国内5拠点に支所を有することから、長期研修員の受入れ大学との密な関係性の構築および緊急時の対応が可能で、これにより以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名: 「アフリカ地域アフリカの若者ための産業人材育成イニシアティブ(ABE イニシアティブ)『修士課程およびインターンシップ』プログラム」運営支援業務(追加分)
- (2) 担当部署: 人間開発部
- (3) 業務の目的: 長期研修スキームを活用した留学生事業にかかる募集選考、受入れ業務、来日中の研修員の管理、大学との契約、インターンシップ実施、帰国後フォローアップ等の支援業務を実施する。
- (4) 業務内容: 別添業務仕様書を参照。
- (5) 履行期間: 2017年5月~2022年9月(予定)

2 応募要件

- (1) 基本的要件:
 - ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
 - ② 公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発

効していること。

- ④ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ①過去10年間に3件以上の長期研修スキームを活用した留学生事業の実施にかかる実績があること、並びに、②全対象国において事務所を設置することが可能であること。

(3) その他業務実施上の条件等：

- ① 補強を認めます。ただし、業務主任者（総括）については認めません。
- ② 外国籍人材の活用を認めます。ただし、現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2017年3月17日（金）午前12時必着
	提出場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地25二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達部カウンター）
	提出書類	参加意思確認書、3 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2017年3月21日（火）
	通知方法	郵送あるいは電話
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地25二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達部カウンター）
	請求期間	2017年3月24日（金）午前12時必着
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2017年3月28日（水）
	回答方法	郵送あるいは電話

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：調達部契約第一課

以上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
契約担当役
理事 神崎 康史

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「アフリカ地域アフリカの若者ための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）『修士課程およびインターンシップ』プログラム」運営支援業務（追加分）に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

平成 28, 29, 30 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

➤ 資格審査申請書

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)(写)

(2) その他の要件：

コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの様式1その1及びその2を提出ください。

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

業務仕様書

1. 業務の背景（含むプロジェクト概要）

アフリカ諸国は、豊富な天然資源を背景に、2000年以降安定した高成長を続けている。各国は持続的成長を目指し、資源依存型経済から産業の多角化を図っており、第一次・第二次産業の開発を重点政策として進めている。国際労働機関（ILO）は、アフリカにおける若年層（計2億人）のうち、3分の1にあたる7500万人は失業中であると指摘しており、今後各国において付加価値の高い産業が育成され、高い労働生産性を実現していくことは、雇用の創出と安定をもたらす、深刻化する若年層の失業問題への対策としても期待される。日本企業においても、アフリカを資源の供給源にとどまらず、今後の人口増加と相まって拡大する10億人市場としての認識を高めている。日本企業の活動は、現地での技術移転や雇用創出をもたらす、アフリカ諸国から高い評価を得ている。2013年の第5回アフリカ開発会議（TICAD V）では、日本政府より、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（African Business Education Initiative for the Youth、以下、ABEイニシアティブ）」が表明され、5年間で1000人のアフリカの若者に対し、日本の大学院等での教育と日本企業でのインターンシップ実施の機会を提供していくこととした。JICAが事業実施を担当する「修士課程およびインターンシップ」プログラム（以下、「プログラム」）では、2016年までに821名が来日している。

2016年にケニア・ナイロビで開催されたTICAD VIでは、日本政府より、従来のプログラムに加え、一般財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）等による現場人材の育成を加えた重層的な取り組みを「ABEイニシアティブ2.0」として、2016年から2018年の3年間で1,500名の人材を育成すると表明した。

本業務は、TICAD VIで表明された1,500名のうち、JICAが実施する従来のプログラムにおいて、2018年度のみ追加分として200名の受入れに係る運営支援業務を実施するものである。

2. 業務の目的

「アフリカ地域アフリカの若者ための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）『修士課程およびインターンシップ』プログラム」に関し、当該プロジェクトの活動実施を支援することにより、期待される成果を発現すること。

3. 主な業務の内容

・ 全体・国別運営委員会運営支援

本プログラム全体の運営について協議・確認する全体運営委員会を設置する。年1回程度、本プログラムの全体運営に関する進捗・方針の確認等を行う。また、大口対象国9カ国については、受入優先セクター・機関の設定および見直し、面接選考（二次選考）の実施、全選考過程に合格した研修員候補者の承認等を行う国別運営委員会を設置しており、その運営を支援する。

・ 受入大学募集・調整支援

本事業用に推奨大学・研究科の詳細情報を取りまとめて、応募者が閲覧できる

ようネットワーク上等に掲載する。

- ・ 研修員募集・選考準備
全体および国別運営委員会で協議された実施方針に基づき、募集要項を作成する。一次選考試験（TOEFL ITPおよび数学試験）を準備する。
- ・ 募集・選考の実施、受入研修員の確定支援
大口対象国では、JICA事務所と調整して募集説明会などを開催する。選考にかかる選考マニュアルを作成し、JICA在外事務所、大学等に対してTV会議システム等を活用した説明会を実施する。
- ・ 研修員受入調整
本事業の選考プロセスを通過した候補者に対し、JICA長期研修アプリケーションフォームおよび大学願書を取り付け、必要に応じて記入支援をする。
- ・ 来日プログラムの実施（初歩的日本語教育、企業見学マッチング含む）
来日時期は、大学の初登校日を考慮して決定する。来日後は、東京にて共通の来日プログラムを立案・実施する。加えて激励会の実施支援を行う。
- ・ 来日中モニタリング、トラブル対応、大学・企業との調整
年に2回程度、指導教員および研修員のモニタリングを実施する。緊急時の連絡体制を整え、研修員の安全管理を徹底する。受入れ大学、企業へ定期的な連絡・情報共有を実施し、研修員の本邦生活を支援する。
- ・ 見学・インターンシップ企業募集・調整支援
来日プログラム時の企業見学およびインターンシップの受入れ企業を募集する。インターンシップ受入企業については、事前に社会的・倫理的に問題ないことを確認する。
- ・ 企業インターンマッチング・実施
企業のニーズおよび研修員のニーズを元に、インターンシップのマッチングを行う。実施については、企業および研修員への事前説明・案内を徹底し、研修員の移動・宿泊の手配も行う。
- ・ 合同プログラム企画立案・実施
年に1度程度、当年度に来日した全研修員を対象に東京にて実施する。夏期インターンシップに連動する内容を計画・実施する。全研修員の移動・宿泊の手配も行う。
- ・ 特別プログラム・実施支援
受入れ大学・研究科からのプロポーザルに基づき、特別プログラムの契約支援を行う。大学に対し、契約締結にかかるコンサルテーション、また契約終了時には精算支援を行う。
- ・ 成果取りまとめ
研修員、企業、大学に関連する本事業の成果をとりまとめ、関係者に共有する。
- ・ 研修員帰国後のフォローアップ
研修員の帰国後については、追跡調査を行うと共に、現地で帰国報告会などを実施する。

※ 本邦側の受入大学は発注者が実施した ABE イニシアティブ「推奨コース」要望調査にて選定しており（第4バッチまでの受入大学は計71大学148研究科（855人分の枠））、推奨コースリスト及び各大学で受入可能な研修課題の情報を参考に、研修員候補者が応募することとなる（日本企業、日本大使館、JICA、相手国側の研修員派遣元等が推薦可能。

- また推薦無しでも応募可能)。
- ※ 200名を現時点での受け入れ目標数として想定しており、過去の実績から候補者の人数は目標人数の8倍を目途とする。ただし、実際の受入人数は予算の状況、また候補者推薦・大学合格状況等により変動することが予想される
 - ※ 受注者は研修員候補者と推薦企業、受入候補大学と連携しながら募集・選考手続き、来日期間中の研修進捗監理、企業見学及びインターン手続き、帰国後のフォローアップを進めていくこととなる。
 - ※ ケニア、南ア、モザンビーク、タンザニア、エチオピア、エジプト、モロッコ、セネガル、ナイジェリアを大口対象国とし、これらの国のJICA現地事務所との調整および本邦での選考・受入業務も本業務の対象となる。
 - ※ 上記活動のうち、国別運営委員会運営支援、現地での研修員募集・選考の実施については、大口対象国および赤道ギニア、サントメ・プリンシペのみで実施する。本邦で発生する選考関連業務（書類選考、本邦大学とのTV会議面接）、また来日中のモニタリング、企業インターン、特別プログラム等大学との調整業務等は大口対象以外の国からの研修員についても大口対象国と同様に本業務の対象となる。また、各国間での実施内容のばらつきを極力平準化することからも、大口対象国以外の国での現地における募集・選考にかかる、JICA現地事務所等からの各種問い合わせに対応し本邦から可能な限りサポートする。
 - ※ 国内での調整・支援業務が多く発生することから、これらの調整・支援業務を担う国内支援要員を確保することとし、本邦での募集選考、受入調整の実務、滞在中の研修員のモニタリングを含む日本側関係者とのやりとり等日常的な業務はこの支援要員が行い、総括的な業務、現地における業務、企画立案に関する業務をコンサルタントチームが実施することを想定している。（なお、合理的な業務実施のため、別途協議の上、上記国内支援要員を、日当・宿泊を計上支給の上、一部海外の現地に派遣し、現地業務の支援をすることを認めることがあり得る。）

4. 業務量の目途と主な業務従事者

(1) 業務量の目途

約90MM

(2) 想定される主な業務従事者

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・ 総括 | ・ 留学事業計画① |
| ・ 副総括 | ・ 留学事業計画② |
| ・ 業務調整/留学事業計画補助 | ・ 現地業務支援 |
| ・ 業務調整/留学事業計画補助 | ・ 大学との調整 |
| ・ 業務調整/留学事業計画補助 | ・ 企業との調整 |
| ・ 受入大学情報整備計画 | |
| ・ 受入企業情報整備計画 | |

以 上